

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事にと生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1：女性職員の育児休業取得率 100%の維持と男性職員の育児休業取得者を
3 名/年間以上の取得を目指す。

取組内容と実施時期

令和 5 年 11 月	育児休業取得の流れ（フローチャート）を作成する
令和 5 年 12 月	慶弔金支給申請書（結婚届）提出者のリストを作成し、毎月更新する
令和 5 年 1 月	毎月、更新されるリストをもとに事前に育児休業取得の流れ（フローチャート）を配布する
令和 5 年 3 月	年間の育児休業取得者数を職員向けに掲示して取得を促す
令和 6 年 4 月以降	リスト更新以降の取り組みを毎年継続して行う

※ 以降プログラム内容を更新・修正しながら目標へ向け取組を実施

3. 実施時期令和 5 年 4 月 1 日より